

○環境省告示第二十一号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第三項の規定に基づき、大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度（平成十八年三月環境省告示第七十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年三月七日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一

種類	特定特殊自動車排出ガスの種類	測定の方法	特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度
	(略)		
粒子状物質	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	(略)	一キロワット時当たり〇・〇二グラム、かつ、一兆三・三千億個
	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	(略)	一キロワット時当たり〇・〇二グラム、かつ、一兆三・三千億個
軽油を燃料と		(略)	一キロワット

別表第一

種類	特定特殊自動 車排出ガスの 種類	測定の方法	特定特殊自動 車排出ガスの 量の許容限度
	(略)		
粒子状物質	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が十九キロワ ット以上三十 七キロワット 未満のもの	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇四グラム
	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が三十七キロ ワット以上五 十六キロワッ ト未満のもの	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇三三グラム
軽油を燃料と	(略)	一キロワット	

する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が五十六キロ ワット以上七 十五キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が七十五キロ ワット以上百 三十キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が百三十キロ ワット以上五 百六十キロワ
	(略)	(略)
時当たり〇・ 〇二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個	一キロワット 時当たり〇・ 〇二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個	一キロワット 時当たり〇・ 〇二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個

する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が五十六キロ ワット以上七 十五キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が七十五キロ ワット以上百 三十キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が百三十キロ ワット以上五 百六十キロワ
	(略)	(略)
時当たり〇・ 〇三グラム	一キロワット 時当たり〇・ 〇三グラム	一キロワット 時当たり〇・ 〇三グラム

備考（略）		別表第二		（略）		粒子状物質
の	ット未満のも	特定特殊自動 車排出ガスの 種類	特定特殊自動 車の種別	測定の方法	（略）	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が十九キロワ ット以上三十 七キロワット 未満のもの
						（略）
						一キロワット 時当たり○・ 〇一五グラム かつ、一・ 〇兆個
の	ット未満のも	特定特殊自動 車排出ガスの 種類	特定特殊自動 車の種別	測定の方法	（略）	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が三十七キロ ワット以上五
						（略）
						一キロワット 時当たり○・ 〇一五グラム かつ、一・ 〇兆個

備考（略）		別表第二		（略）		粒子状物質
の	ット未満のも	特定特殊自動 車排出ガスの 種類	特定特殊自動 車の種別	測定の方法	（略）	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が十九キロワ ット以上三十 七キロワット 未満のもの
						（略）
						一キロワット 時当たり○・ 〇三グラム かつ、一・ 〇兆個
の	ット未満のも	特定特殊自動 車排出ガスの 種類	特定特殊自動 車の種別	測定の方法	（略）	軽油を燃料と する特定特殊 自動車であつ て、定格出力 が三十七キロ ワット以上五
						（略）
						一キロワット 時当たり○・ 〇二五グラム かつ、一・ 〇兆個

十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇一五グラム かつ、一・ 〇兆個
十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇一五グラム かつ、一・ 〇兆個
十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇一五グラム かつ、一・ 〇兆個

十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇二グラム
十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇二グラム
十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	(略)	一キロワット 時当たり○・ 〇二グラム

備考 (略)	
	が百三十キロ ワット以上五 百六十キロワ ット未満のも の
	○兆個

備考 (略)	
	が百三十キロ ワット以上五 百六十キロワ ット未満のも の